

①

令和4年度

9月追加補正(その2)予算(案)のポイント

令和4年10月11日



静岡市

令和4年度9月追加補正（その2）予算(案)のポイント

令和4年度9月追加補正(その2)予算(案) 106億9,405万円

一般会計	105億2,118万円
特別会計	5,250万円
企業会計	1億2,037万円

台風15号による被害への対策として、「被災者・被災事業者への支援」及び「インフラ・公共施設の復旧」を柱に予算を編成

1 予算(案)の規模

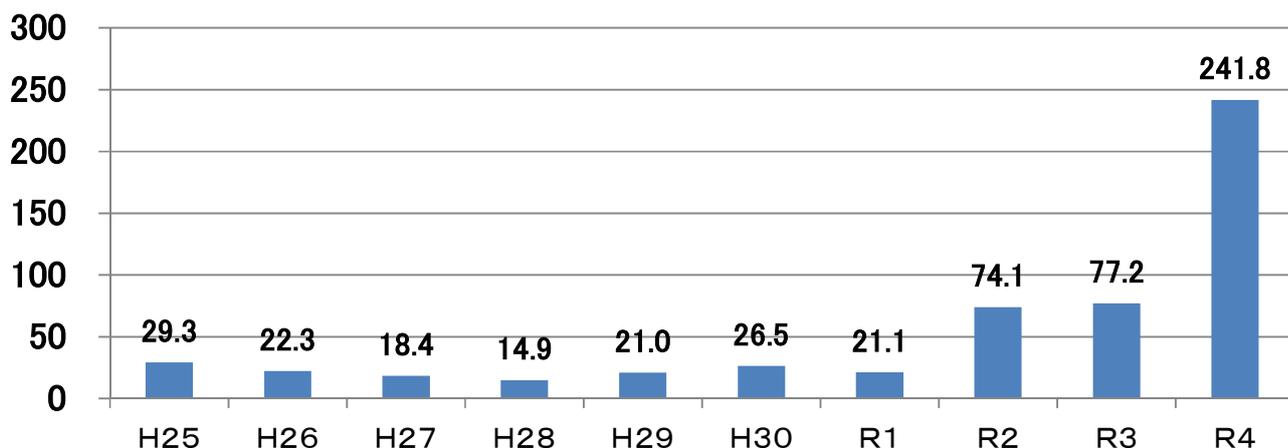
- 今回の一般会計の追加補正予算の規模は約105億2,118万円の増額。
9月補正予算全体では、約241億8,322万円の増額。
- 今回の追加補正予算は、「被災者・被災事業者への支援」として約31億7,798万円、「インフラ・公共施設の復旧」として73億4,320万円の増額を計上。
- 特別会計では、施設・設備の復旧のため、農業集落排水事業会計で2,250万円、駐車場事業会計で3,000万円の増額を計上。
- 企業会計では、水管橋の復旧等のため、水道事業会計で1億2,037万円の増額を計上。

(単位:千円)

区分	追加補正			令和4年度 9月補正 予算額	令和3年度 9月補正 予算額	増減額	増減率 (%)
	補正	追加補正	追加補正 (その2)				
一般会計	9,562,032	4,100,000	10,521,184	24,183,216	7,716,388	16,466,828	213.4
特別会計	2,176,417		52,500	2,228,917	1,574,548	654,369	41.6
企業会計			120,370	120,370	10,000	110,370	1,103.7
合計	11,738,449	4,100,000	10,694,054	26,532,503	9,300,936	17,231,567	185.3

(単位:億円)

一般会計9月補正予算額の推移



※一千万円未満は四捨五入

2 予算(案)の財源

- ★ 特定財源としては、国庫支出金(災害等廃棄物処理事業費補助金、災害復旧費負担金・補助金)、県支出金(災害救助費負担金、災害復旧費補助金)、市債を活用。
- ★ 一般財源としては、財政調整基金、地方交付税を活用。

3 主要事業のポイント

(A) 被災者・被災事業者への支援

一般会計 3,177,984 千円
 企業会計 23,720 千円

① 被災者への支援

一般会計 2,951,584 千円
 企業会計 23,720 千円

- 災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することで、生活環境・公衆衛生を保持

(単位:千円)

事業名	主な概要	金額
1 災害廃棄物仮置場 設置運営等事業 (財源:国庫補助金 1/2)	災害廃棄物を集積する仮置場の設置・運営等 ・設置場所 仮置場(3か所) (想定規模) ①清水仮置場(清水区袖師町) 8,000t ②清水第2仮置場(清水区大内新田) 8,000t ③一時保管場(葵区内) 5,000t ・設置期間 ①令和4年10月3日～令和5年3月 ②令和4年10月10日～令和5年3月 ・関連業務 ・地域の仮置場警備業務 地域の仮置場への災害廃棄物以外の 持込みを防止するため、24時間体制で、 主要な地域の仮置場の警備を実施 ・地域の仮置場原状復旧業務 地域の仮置場として使用した公園 原状復旧のため、消毒や土壌の入替え等 を実施	930,000
2 災害廃棄物収集運搬事業 (財源:国庫補助金 1/2)	仮置場及び地域の仮置場に集積された災害廃棄物の収集 運搬 ・実施期間 令和4年9月28日～令和5年3月 ・想定運搬量 委託分21,250t (4t車5,314台分を想定)	213,000
3 災害廃棄物処分手業 (財源:国庫補助金 1/2)	災害廃棄物のうち、市内清掃工場での処理が困難な廃棄物 の処分 ・対象廃棄物 特定家電(家電4品目)、小型家電、ガラス、 陶磁器類、金属ごみ、石膏ボード、 コンクリート、その他不燃ごみ ・想定処分量 12,500t ・処分方法 民間廃棄物処理事業者に委託 ・実施期間 令和4年10月上旬～令和5年3月	1,207,000



清水仮置場の状況(10月3日(月)現在)

● 水道料金及び下水道使用料の減額により、被災者等を支援

(単位:千円)

事業名	主な概要	金額
4 (水道事業会計) (下水道事業会計) 水道料金等負担軽減事業	<p>水道施設被災による断水エリア及び浸水エリアの被災者に対して、水道料金・下水道使用料を減額</p> <p>(水道事業会計)</p> <p>1 断水エリアにおける水道料金の減額(324,384千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 水道施設被災による断水エリアの水道契約者 ・想定件数 約80,000件 ・減額内容 10月の基本料金及び従量料金20㎡まで <p>2 浸水エリアにおける水道料金の減額(4,733千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 床上・床下浸水の被災者 ・想定件数 約6,000件 ・減額内容 水道料金のうち従量料金5㎡まで <p>3 減額作業に係るシステム改修、通知作成等に係る経費</p> <p>(下水道事業会計)</p> <p>1 浸水エリアにおける下水道使用料の減額(4,125千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 床上・床下浸水の被災者 ・想定件数 約5,000件 ・減額内容 下水道使用料のうち従量使用料5㎡まで 	<p>減額する額 (333,242)</p> <p>事務費 23,720</p>
5 水道事業会計繰出金	断水エリアにおける水道料金の減額に係る繰出金	324,384



承元寺取水口(清水区承元寺町)の被災状況

● 災害援護資金の貸付や生活必需品等の現物給付により、被災者を支援

(単位:千円)

	事業名	主な概要	金額
6	被災住宅応急修理事業 (財源: 県負担金 10/10)	被災した家屋について、災害救助法に基づき必要最小限度の応急修理を市が直接実施 ・対象者 次の①～③のいずれにも該当する者 ①災害により住家が準半壊以上の被害認定を受けている ②自らの資力では応急修理を実施することができない ※大規模半壊を除く ③応急修理を行わなければ、日常生活を営むことができない ・対象者数 200件 ・限度額 半壊以上 655,000円以内/世帯 準半壊 318,000円以内/世帯 ・実施時期 令和4年9月29日から建築指導課で申請受付	98,000
7	災害援護資金貸付事業 (財源: 市債)	被災した世帯の生活再建のため、災害援護資金の貸付を実施 ・対象者 ①～⑤の被害を受けた世帯(所得制限有) ①住居全体の滅失、流出 ②住居全壊 ③住居半壊 ④家財損害(1/3以上) ⑤負傷(1か月以上の療養を要するもの) ・償還期間 10年(据置期間3年) ・利率 連帯保証人有の場合 無利子 連帯保証人無の場合 据置期間経過後1%/年 ・限度額 ①350万円 ②250万円 ③170万円 ④150万円 ⑤150万円 ※②～④に該当し、世帯主に1か月以上の療養を要する負傷があった場合、100万円を上乗せ ・実施期間 令和4年10月11日から令和5年1月4日まで 各区地域総務課で申請受付	110,000
8	被服、寝具その他生活必需品 給与等事業 (財源: 県負担金 10/10)	被災した世帯の生活再建のため、災害救助法に基づき被服、寝具等の生活必需品を現物により配付 ・対象者 住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用できず、直ちに日常生活を営むことが困難となった方 ・対象品目 生活必需品 (被服、寝具及び身の回り品など) ・限度額 被害の程度、被災時期、世帯人数により異なる (例) 床上浸水、夏季、3人世帯の場合 限度額 12,300円 ・実施時期 令和4年10月11日から 各区に開設する被災者支援窓口で申請受付	49,200
9	学用品給与事業 (財源: 県負担金 10/10)	被災した児童等の就学のため、災害救助法に基づき教科書等の学用品を現物により配付 ・対象者 住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、学用品を喪失又は損傷等により使用できず就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、高等学校等生徒 ・対象品目 ①教科書、教材(問題集、辞書、図鑑など) <限度額> 実費 ②文房具、通学用品(ノート、鉛筆、靴など) <限度額> 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円 ・実施時期 令和4年10月3日から各学校で申請受付	20,000

【参考】予備費で対応している被災者支援の主な取組

【主な事業】

(単位:千円)

事業名	主な概要	金額
1 災害見舞金支給事業	被災した市民に対して、災害見舞金を支給 ・対象世帯 ①～⑥の被害を受けた世帯 ①住居の全壊、全損(全焼)、住居全体の滅失、流出 ②住居の半壊・半損(半焼) ③床上浸水 ④便槽浸水し、臨時の汲み取りを要した場合 ⑤負傷(1か月以上の療養を要するもの) ⑥死亡 ・支給額 ①10万円 ②5万円 ③2万円 ④汲取りに要した実費(上限2,000円) ⑤5万円 ⑥100万円 ※①、②において、寄宿舍、寮等に単身住まいの場合上記金額の1/2 ・実施時期 令和4年9月26日から各区地域総務課で申請受付	100,000
2 被災住宅障害物除去事業 (財源:県負担金 10/10)	被災した家屋について、災害救助法に基づき障害物の除去を市が直接実施 ・対象者 次の①～③のいずれにも該当する者 ①災害により住家が半壊以上又は床上浸水の被害認定を受けている ②自力及び自らの資金では障害物を除去することができない ③住居等に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住することができない ・対象者数 40件程度を想定 ・限度額 138,300円以内/世帯 ・実施時期 令和4年9月30日から建築総務課で申請受付	5,000
3 臨時通学援助事業	路線バスの運休により通学困難となっている児童生徒の通学を支援するため、タクシー等により、登下校で利用しているバス停から学校までの間を送迎 ・対象者 ①清水庵原小学校 41人 ②清水庵原中学校 6人 ③清沢小学校 4人 ④藁科中学校 5人 ⑤大河内小中学校 11人 ⑥梅ヶ島小中学校 12人 ・実施時期 令和4年10月7日から順次実施	12,000



支援制度はこちらに掲載

② 被災事業者への支援

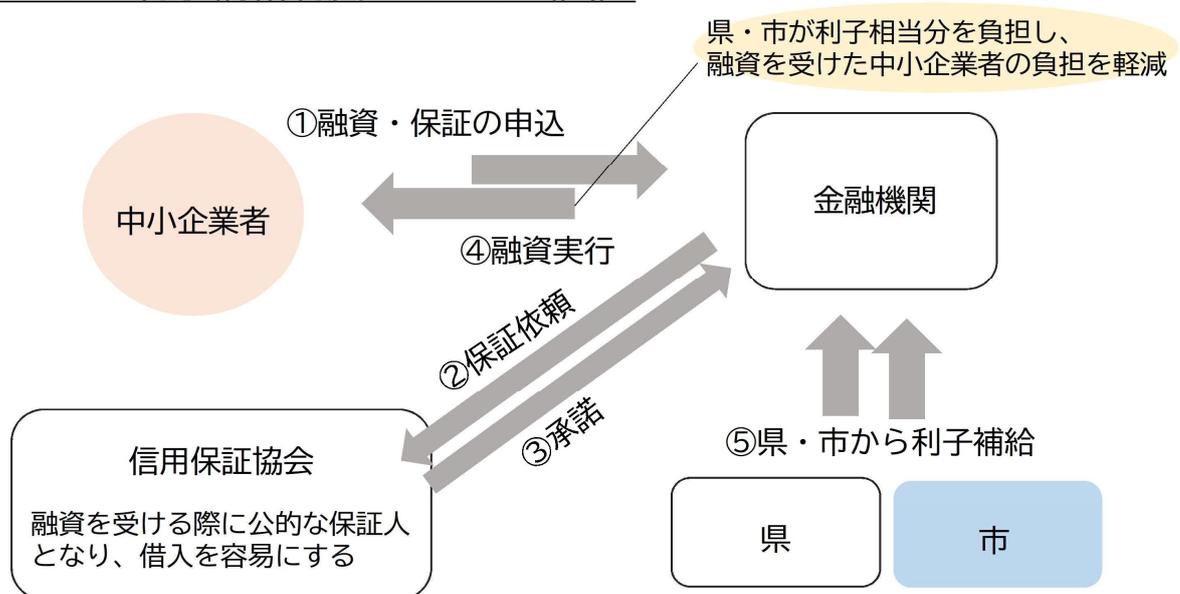
226,400 千円

● 中小企業等に対する支援金の支給や、資金調達に係る助成により、被災事業者を支援

(単位:千円)

事業名		主な概要	金額																			
1	被災中小企業等支援金支給事業	被災した市内中小企業等に対して、支援金を支給 ・対象者 市内に所在する全ての業種の中小企業、個人事業主等で、罹災証明書等の交付を受けた者 ・対象者数 700者を想定 ・支給額 10万円 ・実施時期 令和4年10月下旬～	70,000																			
2	中小企業災害対策資金 利子補給事業	静岡県の「中小企業災害対策資金」の融資と協調し、最大10年間の利子相当分を助成(うち3年目まで実質無利子) ・対象者 静岡県中小企業災害対策資金の融資を受けた中小企業者 ・申込期間 令和4年10月12日～ ・補給期間 10年以内 <市の利子補給率と利用者負担率> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準金利 ①</th> <th>県利子補給 ②</th> <th>市利子補給 ③</th> <th>利用者負担 ①-②-③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">利率 セーフティネット 4号(注)</td> <td rowspan="2">1.97%</td> <td rowspan="2">0.47%</td> <td>3年目まで 1.50</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>4年目以降 0.20</td> <td>1.30%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">普通保証</td> <td rowspan="2">2.07%</td> <td rowspan="2">0.47%</td> <td>3年目まで 1.60</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>4年目以降 0.30</td> <td>1.30%</td> </tr> </tbody> </table> 注：突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援する制度		基準金利 ①	県利子補給 ②	市利子補給 ③	利用者負担 ①-②-③	利率 セーフティネット 4号(注)	1.97%	0.47%	3年目まで 1.50	0.00%	4年目以降 0.20	1.30%	普通保証	2.07%	0.47%	3年目まで 1.60	0.00%	4年目以降 0.30	1.30%	6,400
	基準金利 ①	県利子補給 ②	市利子補給 ③	利用者負担 ①-②-③																		
利率 セーフティネット 4号(注)	1.97%	0.47%	3年目まで 1.50	0.00%																		
			4年目以降 0.20	1.30%																		
普通保証	2.07%	0.47%	3年目まで 1.60	0.00%																		
			4年目以降 0.30	1.30%																		

県・市による利子補給制度のしくみ (図)



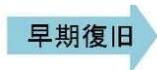
● 農地の災害復旧に係る経費を助成することにより、被災した農業者を支援

(単位:千円)

事業名	主な概要	金額
3 農業者災害復旧支援事業費助成	<p>農地の災害復旧に要する経費を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 令和3年の農業収入が50万円以上の農業経営体で、台風15号により被害を受け、原状復旧を行う者 ・対象経費 農地の原状復旧に要する経費 ・対象者数 300者を想定 ・補助額 上限100万円 ・補助率 1/2 	150,000



被災した農地



復旧した農地

(B) インフラ・公共施設の復旧

一般会計	7,343,200	千円
特別会計	52,500	千円
企業会計	96,650	千円

● 道路等のインフラ及び公共施設の応急復旧を実施し、市民生活の安全・安心を確保

(一般会計)

(単位:千円)

事業名		主な概要	金額
1	道路橋りょう災害復旧事業 <写真①> (財源:国庫負担金 66.7/100、市債)	・被災箇所 (主)南アルプス公園線など計540路線 (892か所) ・実施内容 路肩決壊等の応急復旧、 堆積土・倒木等の除去、 復旧に向けた設計業務など	3,060,000
2	河川災害復旧事業 <写真②> (財源:国庫負担金 66.7/100、市債)	・被災箇所 (準)門屋川など計353河川(372か所) ・実施内容 河道掘削等の応急復旧、 護岸修繕、堆積土・倒木等の除去、 復旧に向けた設計業務など	2,059,500
3	農業用施設災害復旧事業 <写真③> (財源:県補助金 65/100、市債)	・被災箇所 農道具伏宝ノ窪線など計231路線(255か所) ・実施内容 法面仮舗装等の応急復旧、 路面洗堀・路肩欠損の復旧、崩土等の除去、 復旧に向けた設計業務など	958,600
4	林道災害復旧事業 <写真④> (財源:県補助金 65/100・1/2、 市債)	・被災箇所 林道権七峠線など計62路線(111か所) ・実施内容 土砂撤去等の応急復旧、 路面洗堀・路肩欠損の復旧、崩土等の除去、 復旧に向けた設計業務など	489,000
5	公園災害復旧事業 <写真⑤> (財源:市債)	・被災箇所 安倍川緑地など計29か所 ・実施内容 土砂、流木の除去、 復旧に向けた設計業務など	63,600
6	体育施設災害復旧事業 <写真⑥> (財源:市債)	・被災箇所 安倍川河川敷スポーツ広場(16か所)、 西ヶ谷総合運動場テニスコート 計17か所 ・実施内容 土砂、流木の除去、芝の張替え、 復旧に向けた設計業務など	91,300

【インフラ、公共施設の被災状況写真】



【写真①】
（主）南アルプス公園線
（葵区大間）の被災状況



【写真②】
（準）門屋川
（葵区門屋）の被災状況



【写真③】
農道具伏宝ノ窪線
（清水区河内）の被災状況



【写真④】
林道権七峠線
（葵区口坂本）の被災状況



【写真⑤】
安倍川緑地
（葵区田町など）の被災状況



【写真⑥】
西ヶ谷総合運動場
（葵区西ヶ谷）の被災状況

(一般会計)

(単位:千円)

事業名		主な概要	金額
7	小学校災害復旧事業 中学校災害復旧事業 学校給食施設災害復旧事業 <写真⑦> (財源:国庫負担金 2/3、市債)	・被災箇所 清水入江小学校、清水第六中学校など計23校 中吉田学校給食センター ・実施内容 土砂の除去、グラウンド整地、床張替え、消毒 エレベーターの機器交換修繕	521,200
8	住宅災害復旧事業 <写真⑧> (財源:国庫補助金 1/2、市債)	・被災箇所 市営清水高部団地など 計7団地 ・実施内容 各住戸の消毒、畳・床板の張替え、 受水槽ポンプ等の交換、 エレベーターの制御盤の交換	100,000

(特別会計)

(単位:千円)

事業名		主な概要	金額
9	農業集落排水処理施設 災害復旧事業 <写真⑨> (財源:市債)	・被災箇所 松野学区など計7地区 ・実施内容 農業集落排水処理施設の復旧修繕	22,500
10	市営駐車場災害復旧事業 <写真⑩> (財源:市債)	・被災箇所 静岡駅北口地下駐車場エキパ ・実施内容 機械式駐車装置の復旧修繕	30,000

(企業会計)

(単位:千円)

事業名		主な概要	金額
11	水道施設災害復旧事業 <写真⑪>	・被災箇所 和田島地区宮嶋橋(水管橋) ・実施内容 水管橋の復旧修繕	96,650

【インフラ・公共施設の被災状況写真】



【写真⑦】
清水第六中学校
(清水区天王西)の被災状況



【写真⑧】
清水高部団地
(清水区石川新町)の被災状況



【写真⑨】
松野学区農業集落排水施設
(葵区油山)の被災状況



【写真⑩】
静岡駅北口地下駐車場
(葵区黒金町)の被災状況



【写真⑪】
和田島地区宮嶋橋(水管橋)
(清水区和田島)の被災状況